

税の申告・相談を行います！

まもなく平成20年度町民税・県民税、平成19年分所得税の申告の時期です。
この申告は、平成20年度にお納めいただく町民税・県民税額を算出するための大切な申告です。
申告書は早めに作成し、期限内に提出しましょう！

■申告期間 2月18日（月）から3月17日（月）までの午前9時から午後5時まで ■申告会場 朝日町役場2階会議室
※還付申告の方は、2月1日（金）から受付します。
※土曜、日曜日及び祝日または時間外は受付しておりません。

■申告会場に関するお願い

- 申告会場は、自分で申告書を作成できない方などへのアドバイス、あるいは申告相談を行っているところです。会場受付にて「番号札」をお取りいただきお待ちください。
- 申告会場では、「所得税の確定申告の手引き」を参考に確定申告書などを作成いただき、ご不明な点について職員がアドバイスする「自書申告」を推進しています。
- 贈与・相続に関する申告、あるいは青色申告の方など専門的な知識を必要とする申告は対応できかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- 自分で申告書が作成できている方は、税務署へ郵送されるか、朝日町役場1階税務窓口へあずけてください。

■申告にあたって準備しておくもの

申告内容により異なりますが、おおむね次のようなものが必要と思われる。
ご不明な場合は、おたずねください。

□収入（所得）に関するもの

- ※給与あるいは年金の源泉徴収票（原本）
- ※事業、農業、不動産所得の収支内訳書及び証拠書類（領収書等）

□所得から差し引くもの

- ※年金支払証明書、健康保険料領収書等
- ※医療費控除用の領収書、明細書
- ※生命保険料控除証明書
- ※地震保険料等控除証明書
- ※配偶者の所得が分かる資料
- ※障害者控除を受けるための証明書

□その他

- ※印鑑
- ※振込先の分かるもの

■お断り

- ・申告に関する資料が整っていない場合、整い次第あらためてお越しいただいております。
- ・医療費控除の明細書（医療機関名・支払額・保険等での補填額・支払合計額）が計算されていない場合は、会場内の別席で作成していただくか、作成後、後日お越しいただいております。
- ・医療費控除用の領収書は返却しておりません。必要な方は、返信用封筒に宛名・切手を貼り事前にご用意ください。



e-Tax をご利用ください。

ご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。



「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

- ①HPからカンタン申告
- ②最高5,000円の税額控除
- ③添付書類が提出不要
- ④還付金がスピーディー

さらに便利に使いやすく！
ネットでも申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス で 検索
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

窓口が混み合う場合があります
住民基本台帳カード及び電子証明書の
取得はお早めに！



e-Taxを利用して確定申告するためには、
電子証明書が必要になります。

個人向け電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」にて発行されており、町民福祉課窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して発行を受けてください。（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要です。）
詳しくは町民福祉課までお問い合わせください。

公的個人認証サービスについて、詳しくはコチラへ。 公的個人 検索
<http://www.jpki.go.jp>